

立川市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）
の公布による。

立川市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

立川市教育委員会教育長の勤務時間等に関する条例（昭和38年立川市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(勤務時間その他の勤務条件) 第2条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、 <u>一般職の職員</u> <u>(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する</u> <u>職員を除く。)</u> の例による。	(勤務時間その他の勤務条件) 第2条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、 <u>他の一般職の</u> 職員の例による。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。